

社会福祉法人広島市社会福祉事業団
会計監査人候補者の選定に係る公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

社会福祉法人広島市社会福祉事業団予備調査業務及び会計監査業務

(2) 業務内容

本業務は、以下の2つの業務から構成される。業務実施に係る具体的な手段・方法については、受嘱者の提案と裁量に委ねるものとする。

ただし、会計監査人の設置基準（社会福祉法施行令第13条の3）が改正されず、平成31年度に会計監査人設置義務が生じなかった場合には予備調査業務は実施するが、会計監査業務については中止するものとする。

ア 予備調査業務

社会福祉法人広島市社会福祉事業団（以下「当事業団」という。）の内部統制の整備・運用、社会福祉法人会計基準等に基づく会計処理及び計算書類の現状調査を実施し、社会福祉法の規定による会計監査に対し適切に対応できるよう、改善を要すると認められる事項について指導・助言等の支援を実施する。

詳細は、当事業団予備調査業務仕様書のとおり。

イ 会計監査業務

社会福祉法第45条の19の規定による会計監査人としての監査及び会計監査報告の作成等の業務を実施する。

詳細は、当事業団会計監査業務基本仕様書のとおり。

(3) 契約期間

ア 予備調査業務

契約締結の日から平成31年3月31日まで

イ 会計監査業務

契約締結の日（平成31年度定時評議員会（平成31年6月中旬の予定）において選任を受けた日）から締結日の属する事業年度の計算書類等を提出した定時評議員会の終結の日（平成32年6月中旬の予定）までとする。

ただし、法第45条の4第2項又は法第45条の5の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（平成32年度）及び翌々事業年度（平成33年度）についても契約するものとする。

2 事業費

(1) 予備調査業務

本業務に係る費用は、185万5千円（消費税及び地方消費税を除く。）以内とする。

(2) 会計監査業務

本業務に係る費用は、未定である。ただし、当事業団は、本業務に係る費用として567万8千円（消費税及び地方消費税を除く。）以内を希望する。

なお、本業務に係る平成31年度予算は、平成31年3月末に開催予定の評議員会の承認により確定するため、企画提案書の監査報酬の額が希望価格以内であっても予算額を上回る場合は、平成31年4月1日以降に会計監査人候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内で契約することとなる。この場合、会計監査人候補者からの見積書の徴取は3回までとし、3回目の見積額が

予定価格を上回る場合は、会計監査人候補者の選定を取り消し、次順位の者を会計監査人候補者として選定し、見積書の提出を求める。

3 担当部署

〒732-0052 広島市東区光町二丁目15番55号 (広島市児童総合相談センター5階)
社会福祉法人広島市社会福祉事業団事務局
TEL 082-506-2030 FAX 082-567-6313
E-Mail honbu-6@hsfj.city.hiroshima.jp

4 全体スケジュール

- (1) 公告日・・・・・・・・平成30年7月2日(月)
- (2) 参加申込期限・・・・・・・・平成30年7月20日(金)
- (3) 質問受付期限・・・・・・・・平成30年7月20日(金)
- (4) 企画提案書提出期限・・・・平成30年7月27日(金)
- (5) 審査結果通知・・・・・・・・平成30年8月23日(木)頃

5 参加申込

(1) 申込期間

公告日から平成30年7月20日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日・休日以外の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

「3 担当部署」に同じ。)

(3) 提出書類及び方法

参加表明書(様式1)を、当事業団事務局に持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は、必ず配達証明付き書留郵便(簡易書留郵便は不可。)とし、参加申込期間最終日の午後5時までに必着のこと。

6 質問の受付及び回答

- (1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公告日から平成30年7月20日(金)午後5時まで

イ 提出書類及び方法

質問書(様式2)を事務局に電子メール又はFAXで提出すること。

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、平成30年7月27日(金)まで、当事業団のホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書の記載項目(提案を求める事項)

別紙「記載項目 選定基準」のとおり。

様式は問わない。ただし、すべての項目(○数字の小項目ごと)について記載すること。記載もれがある場合は、評価不能として失格となる場合がある。

なお、企画提案書の作成に当たっては、「社会福祉法人広島市社会福祉事業団の現状及び規程等について」を参照されたい。

(2) 企画提案書の提出部数等

- ア 正本1部、副本1部及び副本のデータ（Microsoft Word 文書（他の文書作成ソフトで作成し、Word 文書形式で保存したものを含む。）に限る。）を記録した CD 又は DVD 1 枚を提出すること。
- イ 企画提案書の表紙には「社会福祉法人広島市社会福祉事業団予備調査業務及び会計監査等業務企画提案書」と記載するとともに、提案者名（監査法人の場合は、法人名及び代表社員又は指定有限責任社員の氏名）を記載し、提案者が押印すること。（ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には提案者名等応募者が類推できる表現は一切記載しないこと。）
- ウ 企画提案書の主文には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。
- エ 書式体裁はA4版縦の横書きとし、20 ページ以内（表紙を除く。）とする。主要な文字の大きさは10.5ポイント以上、行間は15ポイント以上とし、注記、補記等にあつては10.5ポイント未満の文字や15ポイント未満の行間を認めるが必要最小限に留めること。また、表、グラフ又は図・写真などの使用は認めるが、必要最小限に留めること。
- オ 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。
- カ 企画提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(3) 提出期限及び提出場所等

- ア 提出期限
平成30年7月27日（金）午後5時まで
- イ 提出場所
「3 担当部署」に同じ。
- ウ 提出方法
持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は、必ず配達証明付き書留郵便（簡易書留郵便は不可。）とし、申込期間最終日の午後5時までに必着のこと。

8 選定方法

- (1) 企画提案書の審査は、当事業団会計監査人候補者選定委員会が行う。
- (2) 選定委員会は、次の職にある者で構成する。
 - 委員長 当事業団常務理事
 - 委員 当事業団監事
 - 当事業団事務局長
 - 当事業団こども療育センター次長
 - 当事業団心身障害者福祉センター所長
 - 広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課長
 - 広島市こども未来局こども・家庭支援課障害児支援担当課長
- (3) 選定基準
別紙「記載項目 選定基準」のとおり。
- (4) 会計監査人候補者の選定
 - ア 選定委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを会計監査人候補者として選定する。
 - イ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、会計監査人候補者を選定する。

9 選定結果の通知

選定結果は、平成30年8月23日以降、すべての参加者に書面により通知する。

10 会計監査人の選任

- (1) 会計監査人候補者として選定した者を平成31年度の定時評議員会(6月中旬の予定)へ諮り、評議員会の決議により選任する。任期は、選任日の属する事業年度(平成31年度)の計算書類等に関する定時評議員会の終結の日(平成32年6月中旬の予定)までとする。ただし、社会福祉法第45条の4第2項又は法第45条の5の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度(平成32年度)及び翌々事業年度(平成33年度)についても契約するものとする。

また、会計監査人の設置基準(社会福祉法施行令第13条の3)が改正されず、平成31年度に会計監査人設置義務が生じなかった場合には、会計監査人として選任しない。この場合、会計監査人候補者として効力は消滅するものとする。

- (2) 会計監査人候補者が会計監査人の選任を辞退する場合又は監査契約を締結しない場合は、選定又は選任を取り消すとともに、次順位の者を会計監査人候補者として選定する。なお、辞退等に正当な理由があると認められない場合は、当事業団及び広島市の指名停止措置を講じる場合がある。

11 契約の締結

(1) 予備調査業務

会計監査人候補者に選定した者と速やかに予備調査業務に係る委託契約を締結する。

契約期間は、1の(3)、アのとおりとし、契約書及び委託契約約款等は、当事業団所定の様式を使用する。

(2) 会計監査業務

会計監査人候補者に選定した者が評議員会において会計監査人として選任された後、速やかに監査契約を締結する。

監査契約書及び契約約款は、日本公認会計士協会制定の社会福祉法人用の監査契約書(個人用、監査法人用、監査法人用—指定社員制度用)に、事業団が必要とする条項を加えたものとし、会計監査人がプロポーザルにおいて提出した企画提案書の内容により、協議のうえ決めることとする。

契約期間は、会計監査人の任期とする。ただし、解任等特段の事情がなければ、翌事業年度(平成32年度)及び翌々事業年度(平成33年度)についても契約するものとし、報酬の額は、消費税及び地方消費税の率の改正等を除き原則として変更しないものとする。

会計監査人は、やむを得ない事情により翌年度の契約締結を辞退する場合は、翌年度開始日の2か月前(1月末)までに文書で申し出るものとする。

12 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等について、使用する言語は日本語とする。
- (2) 参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書を受理しない。
- (3) 参加表明書並びに企画提案書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、最終候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、社会福祉法人広島市社会福祉事業団情報公開規則第7条に基づく開示

請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

- (7) 公募に参加しようとする者は、選定委員会の委員との間に利害関係がなく、本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、選定委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (8) 企画提案書に記載した、監査を行う業務責任者、業務従事者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職などやむを得ない理由で当該従事者を変更する場合は、当事業団の了解を得なければならない。